

環境保全

1 吹田市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として「吹田市環境基本条例」を制定し平成9年(1997年)4月1日から施行している。

この条例は、前文のほか4章26条により構成される環境の保全及び創造に関する基本条例であり、良好な環境の確保と将来の市民への継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、人間と自然との共生、身近な地域における地球環境保全の推進といった4つの基本理念のほか、市、事業者、市民それぞれの責務や市が行う基本的な施策について定めている。

また、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として平成26年(2014年)3月に「第2次環境基本計画改訂版」を策定した。

2 環境影響評価制度

環境に著しい影響をもたらす可能性のある一定規模以上の事業に対し、その事業の実施に先立って、地域の環境を十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を公表して住民等の意見を聴き、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進するために、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し平成10年(1998年)10月1日(平成24年(2012年)4月1日改正)から施行している。

3 中高層建築物の日照障害等の指導要領

中高層建築物の建築に係る日照、電波障害等に関する紛争の予防について、建築計画の周知手続その他必要な事項を定めることにより、地域住民の住環境を安全かつ良好に維持することを目的に平成23年(2011年)3月29日から施行している。

4 吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例

「吹田市環境の保全等に関する条例」及び「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により紛争の予防に努めているが、関係住民と建築主との主張が折り合わず紛争となるケースが増えてきている。

このような現状を踏まえ、行政として当事者間に入ることにより紛争の調整を図り、良好な近隣関係と生活環境の保持に資することを目的として「吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」を制定し、平成8年(1996年)7月1日から施行している。

紛争調整は、関係住民と建築主との話し合いの場を設け、建築紛争相談員が調整する「あっせん」と法律・建築・環境の分野に学識経験を有する者からなる建築紛争調停委員会が行う「調停」がある。

中高層建物による紛争調整状況等

| 年 度 | 標識設置等件数 | あっせん・調停申出件数 | 紛争調整件数 | |
|-------------|---------|-------------|--------|------|
| | | | あっせん件数 | 調停件数 |
| 平成 23(2011) | 47 | 2 | 0 | 0 |
| 〃 24(2012) | 55 | 2 | 0 | 0 |
| 〃 25(2013) | 45 | 0 | 0 | 0 |

5 違法屋外広告物の撤去

違法屋外広告物は街の美観を害し、一般交通に支障を来すものとして、生活環境を保全するため、昭和58年(1983年)5月に吹田市、大阪府茨木土木事務所、吹田警察署、関西電力(株)北摂営業所、西日本電信電話(株)大阪支店の協力の下に「吹田市違法屋外広告物撤去促進連絡会」を設置し、毎月1回市内の違法屋外広告物の撤去を実施している。

平成16年(2004年)2月には、「三島地域違法屋外広告物等対策協議会」が設置され、平成25年(2013年)5月に「違法屋外広告物等対策大阪府内連絡会」へ改組し、大阪市を除く全市町村の関係機関が相互に連携し掲出の抑止及び迅速な除去等の対策を行い、安全で美しいまちづくりに資するよう努めている。

また、平成16年(2004年)4月には吹田市違法簡易広告物撤去活動員制度に関する要領を施行し、平成26年(2014年)3月末現在、8団体によりボランティアで違法簡易広告物の撤去活動に取り組んでいる。

6 ポイ捨て等の防止

平成11年(1999年)3月に「吹田市環境美化に関する条例」を制定し、ポイ捨て等の防止に努めている。また、地下鉄江坂駅周辺及びJR吹田駅周辺、阪急北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺を環境美化推進重点地区に指定し、一層の環境美化の促進を図っている。

さらに、たばこの吸い殻のポイ捨てを特に防止するため、平成16年(2004年)12月に同条例を改正して喫煙禁止地区の条項を設け、平成17年(2005年)4月から地下鉄江坂駅周辺を、平成19年(2007年)3月からJR吹田駅周辺を、平成20年(2008年)12月から阪急北千里駅周辺を、平成25年(2013年)7月から阪急関大前駅周辺を喫煙禁止地区に指定している。

7 空き地の適正管理

「吹田市環境の保全等に関する条例」第21条で空き地所有者に対し、その空地内の雑草等により近隣住民の生活環境が損なわれないように適正に管理することを義務付けているが、いまだ十分に管理されていないところがあり、電話並びに文書により適正に管理するよう指導している。

| 区分 \ 年度 | 苦情等の件数 |
|--------------|--------|
| 平成 23 (2011) | 102 |
| 〃 24 (2012) | 117 |
| 〃 25 (2013) | 129 |

8 環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境及び地域環境の保全活動に積極的に参加するなどの実践的な能力・態度を育てるため、平成8年(1996年)から市民、事業者、学校、行政の協力関係を深め、環境保全活動を促進していく啓発事業を実施している。

また、環境教育の支援と地域における実践活動を継続的に促進するために、平成14年(2002年)11月から「すいたシニア環境大学」を運営している。シニア世代の方を対象に環境問題を広く学んでもらい、学校における環境教育をサポートし、地域・NPOにおける環境保全活動を実践する「環境(エコ)の語り部」を育成している(平成25年度(2013年度)末、合計291名)。

9 吹田市役所エコオフィスプラン

市自らが市内における一大消費活動を展開する事業者であるとの認識の下に、今までのライフスタイル・価値観を見直し、環境に配慮した事務事業活動を率先して推進するために「吹田市役所エコオフィスプラン」(平成11年(1999年)10月策定・平成26年(2014年)4月最近改正)に基づき、省エネルギー・省資源やグリーン購入などの環境保全行動を展開している。

公害対策

1 公害の概要

本市における公害の状況は、自動車排出ガスによる大気汚染、道路交通騒音並びに近隣騒音などの都市・生活型公害が多いというのが特徴である。また、公害対策ばかりでなく自然環境の保全やより質の高い生活環境の創造が求められている。

2 大気汚染

大気環境の常時監視は、一般環境測定局（以下、「一般局」という。）3局（吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局）と自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）1局（吹田簡易裁判所局）で実施している。吹田市北消防署局及び吹田簡易裁判所局では、月1回有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等）のモニタリングを実施している。

本市における平成25年度(2013年度)の大気汚染状況は、光化学オキシダントを除いては、経年的に見ると近年では改善傾向が見られる。

光化学オキシダントは、依然として高濃度で本市環境基本計画の環境目標（以下、「目標」という。）未達成となっているが、近年は横ばいの傾向を示している。

光化学スモッグの発令状況は、予報1回、注意報1回であった。

二酸化窒素については、一般局・自排局とも国の環境基準は全局で達成しているが、吹田簡易裁判所局、垂水局は目標を達成できなかった。

窒素酸化物(NO_x)対策としては、固定発生源に対して大気汚染防止法や本市独自の要領による排出基準や窒素酸化物総量規制基準の遵守、燃料の良質化や低NO_x機器の採用を指導している。また、市内の届出工場・事業場からの窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量状況の把握のため、燃料使用量調査を実施し、より一層の窒素酸化物の排出量の低減を図っている。

一方、移動発生源の自動車排出ガスについても、大気汚染防止法により自動車排出ガス量の許容限度を定めて規制する「単体規制」が段階的に強化され、「自動車NO_x・PM法」により本市域を始めとする対策地域内のトラック・バス等が同法の排出基準を超える場合、その使用を制限する「車種規制」が行われている。また、大阪府の条例により本市域を始めとする府下の対策地域に乗り入れ発着するトラック・バス等について、「自動車NO_x・PM法」の排出基準を超える自動車の運行を規制する「流入車規制」が実施されている。

本市では、窒素酸化物や温室効果ガスの二酸化炭素を減らすエコドライブを推進するため、大阪府等と連携して自動車のアイドリング・ストップや燃費に配慮したアクセル操作などの啓発・指導をしている。また、毎月20日を「ノーマイカーデー」として、マイカー利用などの自粛を呼びかけている。

二酸化硫黄については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成している。

大気汚染防止法による排出基準、総量規制基準の遵守、SO_x総量規制に係る公害防止協定による排出量の遵守や使用燃料の低硫黄化などの措置により、硫黄酸化物の排出量の規制を図っている。

浮遊粒子状物質については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成しているが、黄砂による影響を受けている。

一酸化炭素については、自排局で測定しており、目標を達成している。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、吹田簡易裁判所局、北消防署局で測定しており、ともに黄砂等の影響により目標を達成できなかった。

有害大気汚染物質のうち、目標が定められているベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについては、一般局・自排局とも全ての項目で目標を達成している。

アスベストについては、建築物の解体時等における届出が28件あり、このうち大気汚染防止法に基づくものが24件、大阪府条例に基づくものが4件あった。また、本市では、アスベスト飛散防止対策として、平成25年度（2013年度）に、145件の解体工事へのパトロールを行った。

3 水質汚濁

平成25年度(2013年度)の水質汚濁の状況は、健康項目については河川・水路（13か所）、ため池（15か所）で目標を達成していた。生活環境項目については、河川・水路で生物化学的酸素要求量（BOD）の目標達成率は98.0%であった。また、ため池での化学的酸素要求量（COD）の目標達成率は、48.4%であった。

大規模工場・事業場の排水に対しては、BODに係る公害防止協定を締結し、さらにCOD総量規制や、富栄養化防止のため、窒素・リンの総量規制を実施している。

地下水質については、10地点で継続的な水質監視調査を実施し、南吹田2丁目で1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー、岸部北3丁目でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー、岸部中1丁目でテトラクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー、片山町4丁目でテトラクロロエチレン、原町1丁目で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ目標値を超えていた。なお、南吹田2丁目及び岸部北3丁目の事業所内において、浄化対策が行われている。

また、本市の地下水質の状況把握を目的とした概況調査を5本の井戸で実施したところ、環境基準値を超過した井戸は確認されなかった。

南吹田地域の地下水汚染については、定期的に汚染状況の把握を行っており、学識経験者に意見を伺いながら、今後の対応の検討を進めている。

4 土壌汚染

平成25年度(2013年度)は、事業者が実施した土壌汚染状況調査により土壌汚染が確認された6件について、土壌汚染対策法に基づく要措置区域に1件及び形質変更時要届出区域に3件を指定するとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域に1件及び要届出管理区域に1件を指定した。また、形質変更時要届出区域に指定していた区域1件について、事業者により汚染土壌の掘削除去が行われ、区域指定の解除を行った。

5 騒音

騒音の常時監視は、一般環境騒音、道路交通騒音、鉄軌道騒音及び航空機騒音について定期的に調査を実施している。ただし、一般環境騒音については3か年で50地点、道路交通騒音については3か年で名神高速道路、国道423号、府道大阪中央環状線等26路線37地点の調査を実施している。

平成25年度(2013年度)における一般環境騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、42地点であった。

道路交通騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、22地点であった。

航空機騒音については、着陸コース下及び離陸コース下の2地点で調査を実施したところ、2地点ともに目標を達成していた。しかし、年間数パーセントと頻度は少ないものの東風の影響による逆発着時の場合は本市上空における飛行高度が低くなり騒音レベルが高くなることから、本市も参画している大阪国際空港周辺都市対策協議会(10市協)を通じて、国に対して逆発着時の騒音軽減のための対策を要望している。

鉄軌道騒音については、JR沿線(南吹田)及び阪急沿線(古江台・寿町・南正雀)4地点で実施したところ、運行速度の速い地点やカーブ地点等で比較的騒音レベルの高い状況が見られた。

その他一般家庭で使用するクーラーや楽器などから発生する生活騒音については、市報すいた等でその防止に努めるよう啓発を行っている。

6 バイオテクノロジーに関する安全対策

平成23年(2011年)4月1日から「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の一部を改正した「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心、安全の確保に関する条例」を施行し、屋外における遺伝子組換え生物等の使用等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設にも対象を広げ、事業者の安全管理体制の整備や安全管理に関する情報の発信等の規定を新たに定めることにより、これらの施設に関して更なる市民の安心安全の確保に努めている。

また、同条例及び各事業者と締結した協定に基づいて、各事業者からの届出により実態把握に

努め、施設の安全管理に関する情報を事業者自らが発信していることを確認している。平成25年度(2013年度)は、全ての事業所に延べ25回立入調査を実施し、安全管理体制の整備状況等を確認した結果、環境安全上問題はなかった。

7 ダイオキシン類

平成25年度(2013年度)のダイオキシン類環境調査において、大気については、一般局3局(吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局)と自排局1局(吹田簡易裁判所局)で、5月、8月、10月、1月に調査し、全局とも目標を達成していた。水質については、河川・水路5か所で調査を行い全ての地点で目標を達成していた。土壌については、1か所を調査し目標を達成していた。

ダイオキシン類対策としては、ダイオキシン類対策特別措置法や大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針に基づき大阪府と合同して規制・指導している。今後も引き続き、ダイオキシン類の実態把握に努める。

8 専用水道・簡易専用水道等

平成23年(2011年)8月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う水道法の改正及び厚生労働省通知により平成25年(2013年)4月1日から専用水道及び簡易専用水道に関する事務を実施している。

自己水源を有し100人を超える居住者への水道水の供給をする等の専用水道施設に対し、平成25年度(2013年度)は延べ33回の立入検査を実施し、2施設について衛生管理の指導を行った。また、受水槽の有効容量が10^mを超える簡易専用水道の設置者等については、水道法に基づく定期検査の結果から不適事項があった74施設に対し、衛生管理の指導・助言を行った。

10^m未満の受水槽を有する小規模貯水槽水道、飲用井戸等についても、平成25年(2013年)4月1日から、本市において要領を制定し、衛生管理の指導・助言を実施している。

環境衛生

1 感染症対策

吹田保健所の指示に基づき、感染症患者の自宅等の消毒を行う。

| 年 度 | 赤 痢 | 腸チフス | コレラ | 計 |
|------------|-----|------|-----|---|
| 平成23(2011) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 〃 24(2012) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 〃 25(2013) | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 そ族昆虫駆除

(1) 駆除実施事項及び期間

| 駆除内容 | 期間 (月) | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 蚊 ・ ハ エ 駆 除 | ←-----→ | | | | | | | | | | | | |
| ゴ キ ブ リ 駆 除 | <-----> | | | | | | | | | | | | |
| ユ ス リ カ 駆 除 対 策 | ←-----→ | | | | | | | | | | | | |
| ね ず み 駆 除 | <-----> | | | | | | | | | | | | |
| 害 虫 駆 除 相 談 | ←-----→ | | | | | | | | | | | | |

(注) 平成20年度 (2008年度) から駆除業務を業者委託とした

(2) 作業状況

| 年 度 | 薬剤散布延べ面積 (㎡) | 補(死)そ数 (匹) |
|------------|--------------|------------|
| 平成23(2011) | 406,813.00 | 812 |
| 〃 24(2012) | 178,358.00 | 1,645 |
| 〃 25(2013) | 276,987.00 | 920 |

(3) 衛生・不快害虫駆除相談

蚊類、ハチ類、毛虫等の駆除及び室内害虫 (ダニ、アリガタバチ等) の同定調査及び駆除方法指導・相談

平成25度(2013年度)実績 883件

3 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく飼い犬登録及び狂犬病予防注射済票交付を実施している。

(単位：頭)

| 年 度 | 飼 犬 登 録 数 | 狂犬病予防注射済票交付件数 |
|------------|-----------|---------------|
| 平成23(2011) | 1,026 | 9,291 |
| 〃 24(2012) | 1,023 | 9,277 |
| 〃 25(2013) | 1,039 | 9,296 |

(注) 狂犬病予防注射済票交付事務は平成11年度(1999年度)まで大阪府が実施

平成25年度(2013年度)末飼い犬登録累計 15,115頭

4 猫の不妊手術に助成金

動物愛護のため、不幸なのなら猫を生まぬように、猫の避妊・去勢手術費用の一部助成 (一匹 5,000円) を行っている。

(単位：件)

| 年 度 | 助成件数 |
|------------|------|
| 平成23(2011) | 197 |
| 〃 24(2012) | 198 |
| 〃 25(2013) | 200 |

市営葬儀など

1 市営葬儀

(1) 市営葬儀料金

(単位：円)

| 区 分 | 飾付使用料 | | 火葬場使用料（市内） | | 霊きゅう自動車 使用料 |
|---------|---------|---------|------------|-------|----------------|
| | 大 人 | 小 人 | 大 人 | 小 人 | |
| 仏式 { ゆり | 179,550 | 178,500 | 7,500 | 4,500 | 18,000 |
| | きく | 108,150 | | | |
| 神式 | 108,150 | 107,100 | | | |
| キリスト教式 | 108,150 | 107,100 | | | |

(注) 1 小人は12歳未満の者

2 本料金は平成24年(2012年)7月1日から適用

(霊きゅう自動車使用料については、平成25年(2013年)4月1日から適用)

(2) 市営葬儀利用状況

| 年 度 | 葬 儀 対 象 件 数 | 利 用 件 数 | 利 用 率 (%) |
|------------|-------------|---------|-----------|
| 平成23(2011) | 2,283 | 149 | 6.5 |
| 〃 24(2012) | 2,335 | 146 | 6.3 |
| 〃 25(2013) | 2,555 | 158 | 6.2 |

2 やすらぎ苑（火葬場）

(1) 施設概要

| | |
|---------|--------------------|
| 位 置 | 吹東町17番1号 |
| 敷 地 面 積 | 9,511.88㎡ |
| 建 物 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 延べ床面積 | 2,395.60㎡ |
| 設 備 規 模 | |
| 火葬炉 | 8基（2炉1系列方式）…台車式寝棺炉 |
| 焼却炉 | 1基（1炉1系列方式）…台車走行式 |
| 燃 焼 時 間 | 60分 |
| 炉 燃 焼 部 | 主燃炉、再燃炉方式 |
| 排ガス温度 | 200℃ |
| 通 風 | 強制通風方式 |
| ガ ス 冷 却 | 外気吸入混合及び熱交換器方式 |
| 開設年月日 | 平成20年(2008年)10月1日 |

(2) 利用状況

(単位：人)

| 年 度 | 大 人 | 小 人 | 死 産 児 | 計 | 1 日平均 |
|------------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 平成23(2011) | 2,808 | 11 | 62 | 2,881 | 7.9 |
| 〃 24(2012) | 3,116 | 15 | 66 | 3,197 | 8.8 |
| 〃 25(2013) | 2,932 | 18 | 60 | 3,010 | 8.2 |

| |
|-------------|
| ごみ処理 |
|-------------|

1 ごみ収集対象戸数の推移

(各年4月1日現在)

| 年 度 | 平成24 (2012) | 平成25 (2013) | 平成26 (2014) |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 区 分 | | | |
| 一般家庭(戸) | 157,776 | 159,408 | 161,678 |

2 収集状況

(1) 収集方法

一般家庭から排出されるごみは12種分別収集を実施しており、①燃焼ごみは週2回定曜日各戸収集を、資源ごみ(②新聞、③雑誌類、④段ボール、⑤古布類、⑥かん、⑦びん)は月2回定曜日ステーション収集(⑧ペットボトル、⑨牛乳パックは拠点回収)を、⑩大型複雑ごみは月1回定曜日各戸収集を、また、⑪小型複雑ごみ及び⑫有害危険ごみは月1回定曜日ステーション収集をそれぞれ行っている。

収集の際の収集用容器として空きかん収集用コンテナ、空きびん収集用コンテナ、有害危険ごみ収集用コンテナをそれぞれ5～10戸ごとに1個貸与し、その設置及び保管は市民により行っている。

(2) 車両保有状況

平成26年(2014年)4月1日現在

| 区 分 | 型 式 | 積 載 量 | 台 数 |
|-------|-------------|-------|-----|
| ごみ収集車 | ダンプ(ディーゼル) | 3.5 t | 3 |
| | ダンプ(天然ガス車) | 3.5 t | 1 |
| | プレス(ハイブリット) | 3.5 t | 8 |
| | 〃 | 2 t | 4 |
| | プレス(天然ガス車) | 2 t | 1 |
| | トラック(天然ガス車) | 3.5 t | 2 |
| 人員輸送車 | ステーションワゴン | 8人乗り | 2 |
| 巡回車 | 5人乗り | | 1 |
| | 5人乗り(ワゴン) | | 1 |
| | 6人乗り | | 5 |
| | 軽自動車 | | 5 |

3 収集実績の推移

| 項目 区分 | 年 度 | 実働日数 | 延べ就労人員 | 処理戸数累計 | 延べ収集量 (t) |
|----------|------------|------|-----------|-----------|--------------|
| 直 営 | 平成23(2011) | 311 | 25,813 | 196,627 | 7,282 |
| | 〃 24(2012) | 309 | 25,647 | 205,344 | 7,669 |
| | 〃 25(2013) | 310 | 25,110 | 211,195 | 7,545 |
| 委 託 | 平成23(2011) | 311 | 83,659 | 1,687,138 | 62,848 |
| | 〃 24(2012) | 309 | 80,340 | 1,698,813 | 62,316 |
| | 〃 25(2013) | 310 | 86,490 | 1,717,800 | 61,676 |
| 計 | 平成23(2011) | 311 | 109,472 | 1,883,765 | 70,130 |
| | 〃 24(2012) | 309 | 105,987 | 1,904,157 | 69,985 |
| | 〃 25(2013) | 310 | 1,929,084 | 1,928,995 | 69,221 |

4 委託状況の推移

(戸数は各年度4月1日現在)

| 年度 | 区分 | 収集戸数 | うち委託戸数 | 委託率 (%) | 委託料支払額 (千円) |
|------------|----|---------|---------|------------|----------------|
| | | 一般家庭(戸) | 一般家庭(戸) | | |
| 平成23(2011) | | 157,776 | 140,735 | 89.2 | 1,861,349 |
| 〃 24(2012) | | 159,408 | 141,898 | 89.1 | 1,661,491 |
| 〃 25(2012) | | 161,678 | 143,853 | 89.0 | 1,674,337 |

5 処理状況の推移

(単位：t)

| 年 度 | 資源循環エネルギー センター焼却量 | 破砕選別工場処理量 |
|------------|----------------------|-----------|
| 平成23(2011) | 105,173 | 11,996 |
| 〃 24(2012) | 103,017 | 11,531 |
| 〃 25(2013) | 103,621 | 11,187 |

資源循環エネルギーセンターの概要

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 位 置 | 千里万博公園4番1号 |
| 供用開始 | 平成22年(2010年)3月26日 |
| 敷地面積 | 11,400m ² |
| 建築面積 | 7,481.20m ² |
| 延べ床面積 | 21,194.18m ² |
| ごみピット | 15,195.3 m ³ |
| 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート及び鉄骨造地下2階地上5階建 |
| 焼却能力 | 240 t / 24 h × 2基 |

工 費 21,493,500千円
 職 員 24人
 特 徴 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
 公害防止設備の完備
 灰溶融炉（49 t / 24 h）の設置

・大気汚染防止対策

下表のとおり、法規制値を遵守するとともに、それよりも低い基準値を設定して、ごみを燃焼した時に発生する排ガス中の有害な物質を除去する設備を備え、大気汚染を防止する対策を講じている。

| | 法規制値 | 設計基準値 |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------|
| ばいじん | 0.04 g / m ³ N | 0.01 g / m ³ N |
| 硫黄酸化物 | 6.61 m ³ N / h (60ppm) | 10ppm |
| 塩化水素 | 700mg / m ³ N (430ppm) | 10ppm |
| 窒素酸化物 | 250ppm | 30ppm |
| 水銀 | 4.14mg / m ³ N | 0.03mg / m ³ N |
| ダイオキシン類 | 0.1ng - TEQ / m ³ N | 0.05ng - TEQ / m ³ N |

・水質汚濁防止

所内の排水は二段凝集沈澱やキレート処理等により下水道放流基準値以下にして下水道に放流している。

・臭気防止対策

ごみピット内の臭気は、扉で外気と遮断され、焼却炉の燃焼用空気として使用する。その臭気は、850℃以上の高温で分解処理され無臭となる。また、プラットホーム出入口にエアカーテンや脱臭装置を設置し、場外に臭気が流出しないようにしている。

・騒音対策

騒音源となる主要機器は屋内に設置し、消音器、遮音壁等で減音している。

・防じん対策

焼却後の灰は、密閉されたコンベアを通り灰溶融炉で溶融される。溶融後も密閉されたコンベアで運ばれ搬出されるので、飛散せず衛生的に処理される。

・焼却灰の再資源化

焼却灰や焼却飛灰は灰溶融炉のアーク放電によるジュール熱で約3,000～6,000℃の高温で溶融され、減容・無害化される。溶融された灰はスラグとメタルになり、資源化物として再利用される。

・水の再利用

プラント排水は適正に排水処理された後、一部は床洗浄やプラントの水に再利用される。雨水は雨水貯槽にためられ植栽の散水に利用されている。

・余熱利用による発電

ごみを燃焼した時に発生する熱を利用して、ボイラーで水蒸気を発生させ給湯及び発電を行っている。

発電能力は13,000KWであり、所内の需要を賄い、余った電力は売却している。

ストックヤードの概要

| | |
|-----------|---|
| 位 置 | 吹田市千里万博公園 4 番 1 号 |
| 供 用 開 始 | 平成26年 3 月29日 |
| 敷 地 面 積 | 9,253㎡ |
| 建 築 面 積 | 1,429.66㎡ |
| 延 べ 床 面 積 | 1,442.08㎡ |
| 構 造 | 鉄骨造平屋建て、鉄筋コンクリート造平屋建て |
| 工 費 | 1,214,203千円 |
| 施 設 内 容 | ストックヤード1 ペットボトルヤード：ペットボトルの受入れ、圧縮減容、保管、搬出 生ビン・カレットヤード：生ビン・カレットの保管、搬出 古紙・古布ヤード：古紙・古布の受入れ、選別、保管、搬出 ストックヤード2 その他非鉄金属類等ヤード：その他非鉄金属類等の保管、搬出 スラグヤード：スラグの受入れ、保管、搬出 太陽光発電設備 発電能力 150 k w その他設備 ハイブリッド街路灯 4 基、屋外便所、危険物倉庫、部品庫、駐輪場 1・2、 駐車場、植栽、雨水流出抑制層 |

ごみ減量の施策

1 再生資源の集団回収実施団体に報償金を支給

(1) 目的 再生可能な古紙等の集団回収を実施している届出団体に対して報償金を支給し、ごみの減量と資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的として、昭和55年(1980年)4月から実施している。

(2) 対象団体 市内の自治会等各種団体で、古紙等の集団回収を定期的に行っている届出団体

(3) 対象品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、古布、アルミ缶、酒・ビールびん等、各1kg
及び単価 につき7円

(4) 実績

| 年度 区分 | 平成23 (2011) | 平成24 (2012) | 平成25 (2013) |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 交付団体数 | 453 | 454 | 460 |
| 参加世帯数 | 79,093 | 79,230 | 79,474 |
| 回収総量 (kg) | 10,473,424 | 10,298,987 | 10,106,112 |
| 報償金交付額 (円) | 73,313,968 | 72,092,909 | 70,742,784 |

2 その他の家庭系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、家庭系ごみの減量と資源化を図っている。

- (1) その他紙製容器包装の資源化の促進
- (2) 再生資源集団回収未実施団体や新規マンションに対し、集団回収取組の推進
- (3) 出前講座等によるごみ減量・資源化の啓発活動及び環境（ごみ）教育・学習の充実
- (4) 容器包装類の販売店自主回収の促進
- (5) 生ごみたい肥化講習会の開催
- (6) 家庭系廃食用油の回収
- (7) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進

3 事業系ごみ減量推進事業

(1) 「多量排出占有者」に対する指導

毎月2トン以上のごみを排出する事業者を「多量排出占有者」とし、この占有者への指導として、
ア 減量目標値を設定した減量計画を定め、実施すること。

イ 廃棄物管理責任者を選任すること。

ウ 減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出すること。

の3点を行うことを定め、事業系一般廃棄物の排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者に対し、ごみの減量、排出の抑制等を目的に平成9年度(1997年度)から指導している。

(2) 事業所・商店等に対する要請

事業所、商店等から排出される事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、チラシ等によりPR活動を行っている。

(3) 廃棄される保存文書の資源化

事業所ごみの減量・リサイクルのモデル事業として、市施設から排出される紙ごみ(廃棄される保存文書等)の資源化事業を平成5年度(1993年度)から行っている。

(4) 「エコショップ」制度の普及・推進

簡易包装などごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる小売商店等について「エコショップ(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店)」の称号を使用してもらうことにより、広く消費者に支持される環境に優しい店づくりを平成4年度(1992年度)から進めている。

また、簡易包装や回収品目の内訳など取組内容を市のホームページで紹介している。

(5) その他の事業系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、事業系ごみの減量と資源化を図っている。

ア ダンボール等一般古紙の資源化の促進

イ 資源循環エネルギーセンター搬入ごみ検査

ウ 資源循環エネルギーセンター古紙・古布の回収BOXによる回収

エ 公共施設の刈り草の堆肥化等による減量の促進

オ 公共施設の紙類等の資源化の強化

カ 古紙リサイクルの促進(事務用古紙等)

キ イベントで発生するごみの適正処理を推進するためにエコイベント宣言の実施

4 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱し、平成7年(1995年)11月に発足した。これからの循環型社会の形成に向けて、「一般廃棄物の減量のための市施策への協力その他の活動を行う」ことで、ごみの減量やリサイクルに対して、住民自らがボランティア活動として、その対策に積極的に取り組んでいる。平成17年度(2005年度)から推進員活動メニューを提示し活動内容を報告してもらっている。平成26年(2014年)4月1日現在 438人。

ごみの12種分別収集

本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理に日々を重ねている。これからの廃棄物処理事業は、ごみの発生を抑制するとともに、排出者の段階において、できるだけごみ質に応じて適切に分類し、これを分別収集して、廃棄物の減量化や再資源化を図りつつ、環境保全に留意して適正に処理するという内容でなければならない。

このため、破碎選別工場と循環型社会構築のためのシステムづくりを支援するための廃棄物再生利用総合施設を併設した資源リサイクルセンターを平成4年(1992年)11月1日に開設した。

ごみの再生利用を推進するためには「捨てればごみ、分ければ資源」といわれるように、市民一人ひとりが、ごみとして出す前に分別することが、重要な要件となってくる。

このため本市では、昭和63年(1988年)11月から平成元年(1989年)3月までの間、市内3地区約6,000世帯を対象に5種分別によるモデル収集を行ってきた。この結果を基に、モデル地区住民に対しアンケート調査を実施し、一部収集方法等の改善を図った上で、平成元年(1989年)8月から5種分別収集の本格実施に踏み切り、平成4年(1992年)6月1日で全市に普及した。

その後、再生資源に回せる紙類が多いことから、5種分別の意識の向上と適正な排出によりごみの減量を図るために、平成15年(2003年)4月から家庭用ごみ袋無色半透明化を試行実施し、平成16年(2004年)4月から本格実施に入った。平成20年(2008年)から資源ごみを8分別している実態にあわせて、表現を「12種分別」とした。

1 12種分別収集の目的

廃棄物の資源化を促進し、排出段階で有害危険物を除去し、適正に処理して二次公害を未然に防止するとともに、分別をすることにより廃棄物の量を削減する。

2 分別排出区分

- ① 燃 焼 ご み 台所のごみ、草木くず、再生のきかない紙くず、繊維くず、革製品、木切れ等の可燃性物
- 資 源 ご み ② 新聞、③ 雑誌類、④ 段ボール、⑤ 古布類、⑥ かん(古鉄を含む)、⑦ びん、⑧ ペットボトル、⑨ 牛乳パック
- ⑩ 大型複雑ごみ 大型で収集運搬及び処理に特別な取扱いを要するもの
- ⑪ 小型複雑ごみ 選別、破碎等の前処理が必要な不燃性物及び可燃性物と不燃性物の混成品
- ⑫ 有害危険ごみ 電池類、水銀を使用している器具等の有害物、引火発火のおそれのある物、カミソリ等の危険物

3 収集システム

- (1) 燃 焼 ご み 週 2 回収集
- (2) 資 源 ご み 月 2 回ステーション方式で収集
(空きかん・空きびんは、専用コンテナで収集) (ペットボトル、牛乳パックは拠点回収)
- (3) 大型複雑ごみ 月 1 回収集
- (4) 小型複雑ごみ 月 1 回ステーション方式で有害危険ごみと同じ日に収集
- (5) 有害危険ごみ 月 1 回ステーション方式で小型複雑ごみと同じ日に専用コンテナで収集

4 ペットボトルなどの収集実績

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成 9 年(1997年) 8 月からペットボトルの収集を実施している。

- (1) 収集方法 拠点回収
- (2) 回収容器設置場所

平成26年(2014年) 4 月 1 日現在

| | |
|--------|-------|
| ペットボトル | 109か所 |
| 牛乳パック | 32か所 |

- (3) 収集量 (単位：t)

| 年度 区分 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|----------|------------|------------|------------|
| ペットボトル | 191.52 | 200.32 | 205.26 |
| 牛乳パック | 5.70 | 7.24 | 7.83 |

5 特定家庭用機器 (廃家電) 処理量

- (1) 市収集台数

| 年度 品目 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|-----------|------------|------------|------------|
| エ ア コ ン | 0 | 0 | 0 |
| テ レ ビ | 0 | 0 | 13 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 0 | 0 | 7 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 0 | 0 | 8 |
| 計 | 0 | 0 | 28 |

(2) 不法投棄回収台数

| 年度 品目 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|-----------|------------|------------|------------|
| エアコン | 0 | 0 | 0 |
| テレビ | 151 (6) | 177 (8) | 80 (0) |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 59 (4) | 51 (11) | 33 (0) |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 1 | 5 | 5 (0) |
| 計 | 211 | 233 (19) | 118 (0) |

() 内の数字は、環境部資源循環室事業課回収台数、その他の不法投棄回収台数は、道路公園部の回収台数。

破砕選別工場・資源リサイクルセンター

位置 千里万博公園 4 番 3 号

敷地面積 9,244.9m²

建築面積 3,833.3m²

延べ床面積 10,580.9m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 5 階建

設備能力 85 t / 日 (5 時間)

事業費 8,391,796 千円 (用地取得費 1,638,396 千円を含む)

施設内容 1～3 階 破砕選別工場 ごみの破砕選別、資源・有価物の回収・保管・搬出、有害・危険物の適正処理を行う。(ストックヤードの一部で資源の選別・保管・搬出を行う) 職員数 14人

4～5 階 資源リサイクルセンター (運営：(公財)千里リサイクルプラザ)
市民工房、展示室、保管庫、マルチホール、講義室、研究室、生活学習室、会議室、もらいますコーナー、事務室ほか

資源の再生 破砕選別工場では平成25年度(2013年度)は1万1,187tのごみを処理し、5,389tを再生資源として回収した。資源化率は48.2%であった。資源ごみだけでなく、その他のごみからも多くの再生資源を回収している。

再生資源の内訳 平成25年度(2013年度)

| 種 類 | 資源化量 (t) |
|---|-------------|
| 鉄 (スチール缶を含む) | 974.36 |
| アルミニウム (アルミ缶を含む) | 105.98 |
| カレット (7種類) | 2,139.53 |
| リターナブルびん (酒、ビール、ワインなどのびん60種類) | 82.01 |
| 新聞 | 311.00 |
| 段ボール | 603.54 |
| 雑誌その他 | 358.20 |
| 古布 | 249.86 |
| 紙パック | 3.46 |
| ペットボトル | 197.77 |
| その他再生資源 (売却分) (ビデオデッキ・ステンレス・モーターなど16種類) | 34.76 |
| 酒類用コンテナ、小形二次電池・インクカートリッジ (無償分) | 1.98 |
| その他の再生資源 (逆有償分) (乾電池・蛍光管・その他色カレット) | 326.10 |
| くるくるプラザ再生品 | 3.15 |
| 合 計 | 5,391.70 |

※ 鉄から、その他再生資源 (売却分) までの売却金は4,450万1,236円

し尿処理

1 し尿収集対象戸数の推移

(各年4月1日現在)

| 年 度 区 分 | 平成24(2012) | 平成25(2013) | 平成26(2014) |
|------------|------------|------------|------------|
| 一般家庭 (戸) | 353 | 333 | 324 |
| 従 量 (件) | 99 | 93 | 91 |

2 収集及び処理状況

(1) 収集方法

平成16年(2004年)4月1日より収集形態を一部委託から全面委託とし、2週間に1回定日収集しているほか、浸水等によるものは申込みにより随時収集している。

(2) 処理方法

化学処理場廃止 (平成16年(2004年)3月31日) に伴い、市域内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は同年4月1日より全量下水処理場へ流注して処理をしている。

3 収集処理実績の推移

| 年 度 | 実働日数 | 延べ就労 人 員 | 延べ処理 戸 数 | 延べ収集量 (kℓ) | 終 末 処 理 | |
|------------|------|-------------|-------------|---------------|---------|------|
| | | | | | 農家還元 | 化学処理 |
| 平成23(2011) | 261 | 683 | 11,750 | 839 | 0 | 0 |
| 〃 24(2012) | 260 | 524 | 10,924 | 810 | 0 | 0 |
| 〃 25(2013) | 261 | 523 | 10,422 | 753 | 0 | 0 |

4 委託状況の推移

(戸数は各年度4月1日現在)

| 区 分 年 度 | 収 集 戸 数 | | う ち 委 託 戸 数 | | 委 託 率 (%) | 委 託 料 支 払 額 (千円) |
|------------|----------------|------------|----------------|------------|--------------|------------------------|
| | 一 般 家 庭 (戸) | 従 量 (件) | 一 般 家 庭 (戸) | 従 量 (件) | | |
| 平成23(2011) | 378 | 108 | 378 | 108 | 100.0 | 27,638 |
| 〃 24(2012) | 353 | 99 | 353 | 99 | 100.0 | 27,638 |
| 〃 25(2013) | 324 | 91 | 324 | 91 | 100.0 | 24,866 |

一般廃棄物処理手数料

1 手 数 料

平成26年(2014年)7月1日現在

| 一般廃棄物の種類等 | 手 数 料 |
|--|---|
| 1 次項から第4 項までに掲げる 一般廃棄物以外 の一般廃棄物 | (1) 市長が臨時に収集し、運搬し、 及び処分するもの ア 軽トラックで運搬することができる 量以下であるときは、2,500円 イ アに規定する量を超え、2トン車 で運搬することができる量以下で あるときは、5,000円 ウ イに規定する量を超え、3.5トン 車で運搬することができる量以下で あるときは、7,500円 エ ウに規定する量を超えるときは、 アからウまでに定める額を基準とし て市長が定める額 |
| | (2) 市長が指定する工場又は中継地 へ排出者が搬入し、市長が処分す るもの 10kgまでごとに70円(事業系一般廃棄 物にあっては、105円) |
| 2 特定家庭用 機器 | (1) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫(それ ぞれ内容積が250リットル以上の ものに限る。) 1台につき5,000円 |
| | (2) 前号に掲げる機器以外の特定家 庭用機器 1台につき3,500円 |

| 一般廃棄物の種類等 | | 手数料 |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 3 し尿 | (1) 市長が収集し、運搬し、及び処分するもの | ア 臨時に設置された施設から収集するものにあつては、50リットルまでごとに400円 イ アに掲げるもの以外のものにあつては、月500リットルを超える50リットルまでごとに400円 |
| | (2) 市長が指定する処分地又は中継地へ搬入し、市長が処分するもの | 50リットルまでごとに150円 |
| 4 犬、猫、その他の小動物 | | 1個につき2,000円 |

備考 この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

2 手数料収入

(単位：円)

| 年度 区分 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| ごみ | 274,695,050 | 365,349,960 | 390,212,470 |
| し尿 | 2,531,830 | 3,656,900 | 3,775,630 |